

初芝立命館中学校・高等学校 いじめ防止基本方針

1. いじめ防止に関する本校の基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。またいじめはどの子どもにも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくるとともに、生徒の尊厳を保持することを目的とした対策を総合的かつ効果的に推進する必要がある。そのためには全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。そしていじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

2. いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

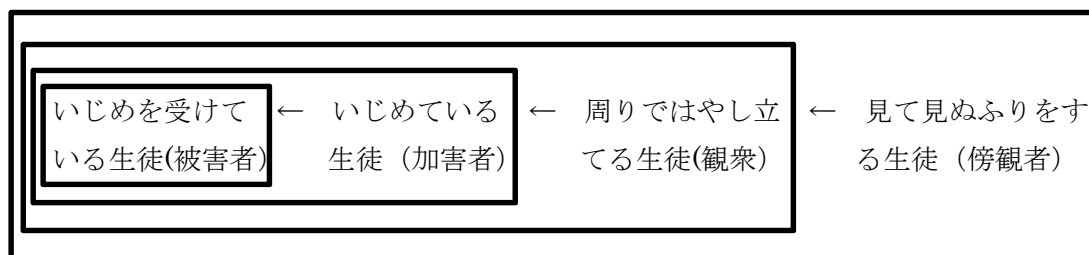
これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3. いじめの特徴

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にもおこりうるものだ」と考えなければならない。

①いじめの構造

いじめは、単にいじめを受けている生徒といじめている生徒だけの関係だけで捉えることはできない。いじめは「四層構造」になっている。



いじめは「仲の良い関係」で起きることが多く、当事者は訴えることが少なく、観衆や傍観者は被害者となるのを恐れて黙っていることが多い。それで観衆や傍観者も結果としていじめを助長していることになる。またいじめている生徒といじめられている生徒の関係は、立場が逆転することもある。このように現代のいじめは「いじめる子」と「いじめられる子」だけの個別の問題ではなく、単に「モラルの向上」で片付く問題でもなく、「集団の問題」という側面を持ち、「対策委員会」のような組織として指導する必要がある。

②いじめられている生徒の気持ち

- ・自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、告げ口をしたとして更にいじめられるのではないか等の不安な気持ちから、いじめの事実を言わないことが多くなる。
- ・屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- ・「自分に原因がある」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- ・ストレスや欲求不満の解消を他の生徒に向けることがある。

③いじめている生徒の気持ち

- ・いじめの深刻さを認識できず、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- ・自分がいじめのターゲットにならないように、いじめに加わることがある。
- ・いじめられている側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがある。

④いじめの原因

- ・学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、生徒のストレスのはけ口的手段としていじめが発生することがある。
- ・相手の人権に関する配慮に欠け、生徒一人ひとりの違い(多様性)を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生することがある。

4. いじめ防止のための組織

①名称

「いじめ防止対策委員会」

②構成員

校長、副校長、教頭、立命館コース主幹、生徒指導部長、各学年主任、人権教育委員長、養護教諭、スクールカウンセラー

③役割

- ア いじめ防止基本方針の策定
- イ 年間計画の企画と実施
- ウ 教職員の資質向上のための校内研修
- エ 年間計画進捗のチェック
- オ いじめの未然防止
- カ いじめの対応
- キ 各取り組みの有効性の検証
- ク いじめ防止基本方針の見直し

④年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

	中学校	高等学校	学校全体
1 学期	人権読書 人権映画鑑賞 クラスマッチ（仲間作りでの他者理解）	人権読書 人権映画鑑賞 体育祭（他者理解・協力）	いじめに関するアンケート いじめ防止対策委員会検討会議
2 学期	合唱コンクール（他者理解・協力） スポーツフェスティバル（他者理解・協力）	陵風祭（他者理解・協力）	いじめに関するアンケート いじめ防止対策委員会検討会議（2回）
3 学期	人権教育HR	人権教育HR	いじめ防止対策委員会検討会議

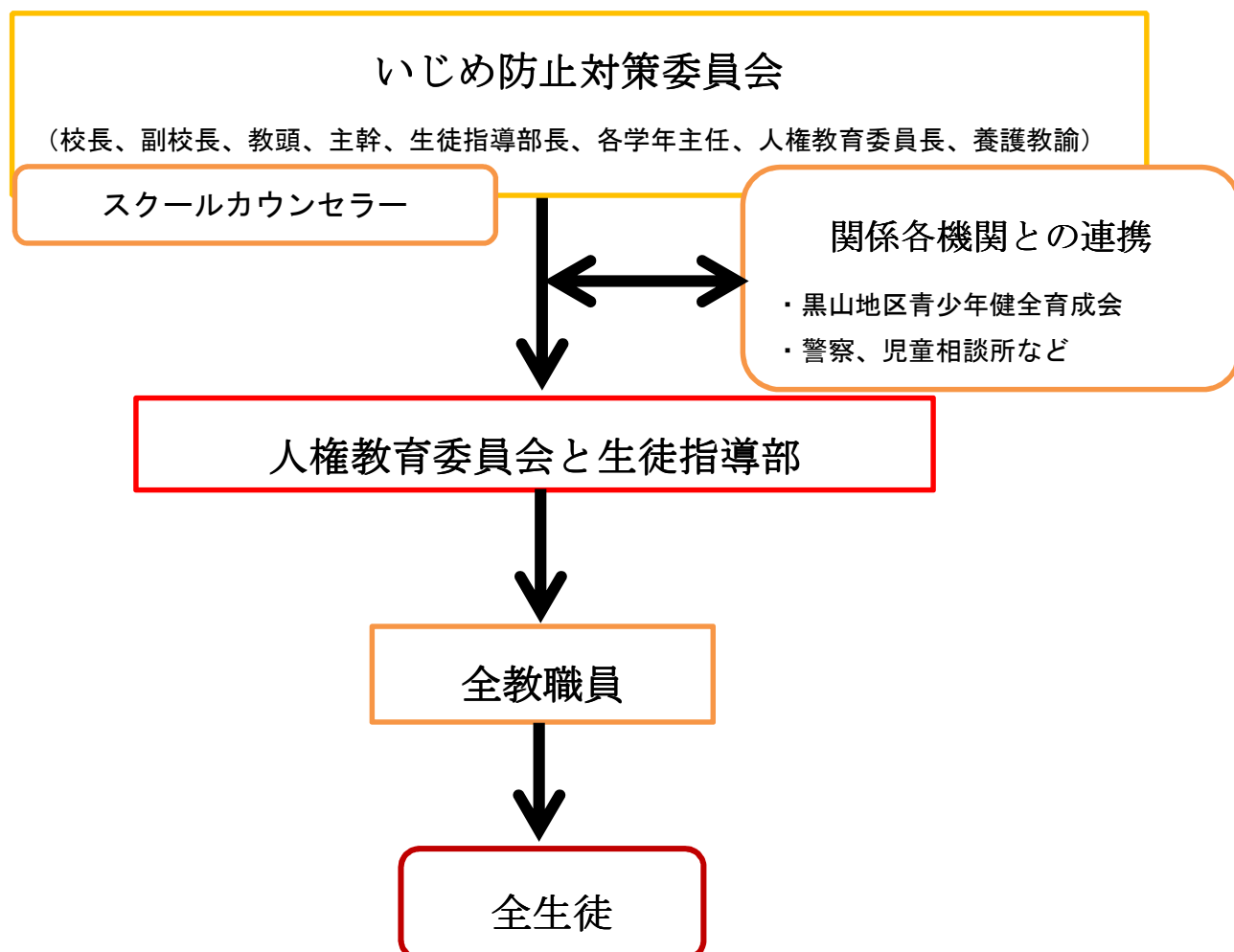
⑤取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ防止対策委員会は、各学期の終わりなど年4回検討会議を開催し、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じたいじめ防止基本方針や計画の見直し等を行う。

5. いじめ防止の基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体に豊かな人権尊重の意識が醸成され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解および人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、地球市民学習の時間のそれぞれの特性に応じ、総合的に推進する必要がある。特に生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士が信頼に基づく人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

（全教職員が取り組む体制）



6. いじめ防止のための措置

- ①平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては適切な教職員向け研修を企画実施するとともに、生徒に対してはいじめについて自身の問題として考えさせ、加害者にも被害者にもならないための人権教育 HR 学習を、それぞれの発達段階に応じてふさわしいテーマで実施する。また日常的にいじめ問題を HR で話題にするなど、身近な問題として関心を持たせる。
- ②いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。いじめを含む人権教育はあらゆる教育活動において行われるべきで、そのことがいじめの防止につながるという視点を持って日々の教育活動に携わる。そのためにできるだけ多く他者とのコミュニケーションの機会を与える。例えばクラス内で、体育祭や陵風祭企画等、クラブ内ではミーティング等の話し合いの場面をなるべく多く設定する。授業では他の生徒と話し合うようなワークを取り入れる。
- ③いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員が豊かな人権感覚をもって生徒一人ひとり多様な個性をもつかけがえのない存在として大切にす視点から指導に当たるとともに、いじめは絶対許さないという毅然とした態度を示す必要がある。分かりやすい授業づくりを進めるために多忙な中でも教材研究にあてる時間を工夫し確保する。また教職員同士の相互の授業公開などで学び合いながら、教員自身が日々の実践の中で研鑽する。生徒一人ひとりが活躍できる集団作りを進めるために、集団の中ですべての生徒が役割を担うことができるように教職員は配慮し、どの生徒も集団への所属意識と協働作用を通じての達成感を共有できるようにする。ストレスに適切に対処できる力を育むために、さまざまな価値観が世の中にはあり、視野を広く持つことによってストレッサーが絶対的なものではないことを知り、日常の学校生活のなかで相対化して捉えることのできる余裕ある対処能力を育てる。またストレスを友人やまわりの大人に相談できるコミュニケーション能力や人間関係の重要性を学ばせる。いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、生徒への声かけが自尊感情を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしていないか等を、教職員が互いに意見を言い合えることが大切である。
- ④自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、授業や行事において、生徒を認める声かけを多くしていくことが大切である。そのためには、生徒一人ひとりの様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないようにすることである。
- ⑤生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、人権教育 HR において、手記や DVD を見せたり、具体的な事例を紹介したりして、自分がその立場に立った際どういう思いを抱くか、またどのように対処すべきか等を生徒達に考えさせる。

7. 早期発見についての基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えることや訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

- ①生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが大切である。
- ②担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、情報を共有すること。また、学年会議、各部会等あらゆる機会を生徒情報の交換の場と捉えるとともに、日常的な会話の中でも、生徒への理解を共有することも大切である。

8. いじめの早期発見のための措置

- ①実態把握の方法として、定期的な「いじめに関するアンケート」を、年2回実施する。その個々の回答や統計・分析結果を、いじめや人間関係の悩み、種々の生徒理解に役立てる。また、「学校評価アンケート」の中からもいじめに関する内容がないか注意を払う。定期的な教育相談の機会としては、学期毎の三者面談や不定期に行う個人面談等を中心に据え、より突っ込んだ話ができるようにする。日常の観察として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点に気をつけて観察していく。また、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の情報を授業・クラブ活動・保健室利用等の生徒の様子の観察を通じ、教職員間で共有していくことも大切である。
- ②保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から生徒の良いところや気になる場所等、学校での様子について連絡しておくと同時に、家庭での様子も詳しく聞き取ることが必要である。また、些細な事でも生徒の異変に気づいたら、すぐに互いに連絡を取り合えるような関係づくりをする。
- ③生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておくことが大切である。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、学年集団として共有することも大切である。
- ④保護者会等で、「何かあれば担任に気軽に相談してください。」「担任に相談しづらい場合には、直接校長や学年主任、生徒指導部長等に気軽に相談してください。」と校長や生徒部長、学年主任、担任が繰り返すことで、相談体制を広く周知する。また、どうしても学校内では相談しづらい時は、私立学校人権教育研究会の「コスモスダイヤル」等

の電話相談も利用するよう呼びかける。

- ⑤定期的なアンケート等により、相談体制が適切に機能しているか等を定期的に点検する。
- ⑥教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。これらの情報は、生徒及び保護者のプライバシーを守りつつ、有効に活用すべきものである。生徒が発する SOS のサインを見逃さず、予防的な対応に活かすとともに、その後の指導に繋げることが重要である。

9. いじめ事象に対する基本的な考え方

いじめの被害者のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめの加害者が抱える原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめの加害者自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じることや、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめの被害者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

10. いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- ②教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年部長や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ③事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が理事長に報告し、状況に応じて、私立学校人権教育研究会事務局、私学・大学課等の関係機関と相談する。
- ④被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会ってより丁寧に行う。
- ⑤いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所

轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

11. いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ① いじめの加害者を定められた期間、別室指導や家庭謹慎とすることにより、いじめの被害者が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめの被害者に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめの被害者にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

12. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ①速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- ②事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ③いじめの加害者への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの加害者が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

13. いじめが起きた集団への働きかけ

- ①当事者だけでなく、いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめの被害者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめの被害者にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

②いじめが認知された際、当事者たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。

全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。体育祭や陵風祭、スポーツフェスティバル、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

14. ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ②書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ③また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

15. その他

この「いじめ防止基本方針」は「いじめ防止対策委員会」によって適宜見直しを行い、学校や生徒の実情に合わせ、修正等を加えるものとする。

以上